

## 日本病院薬剤師会 江口記念がん優秀論文賞・活動賞選考規程

1. 日本病院薬剤師会会員のがん領域における研究・教育の推進を支援することを目的として、日本病院薬剤師会江口記念がん優秀論文賞・活動賞を設立し、実施する。受賞の報告については、日本病院薬剤師会雑誌に掲載して会員に広く周知する。また、毎年1回受賞者の表彰を行うことができる。

(江口記念がん優秀論文賞)

2. 受賞対象論文は、毎年4月から翌年3月の1年間において、国内外誌に公表された日本病院薬剤師会会員が筆頭著者である原著論文とし、応募期間中に推薦(自薦または他薦)のあった論文の中から、がん領域における貢献が評価できる1報を選考する。

(江口記念がん優秀活動賞)

3. 受賞対象は、毎年4月から翌年3月の1年間において、日本病院薬剤師会会員または主として日本病院薬剤師会会員で構成する団体が実施したがん領域に係る活動とし、応募期間中に推薦(自薦または他薦)のあった活動の中から、薬剤師としての貢献が最も評価できる活動を行った1個人または1団体を選考する。

(賞金)

4. 江口記念がん優秀論文賞、江口記念がん優秀活動賞の賞金は5万円とする。

(選考委員会)

5. 選考にあたっては、がん専門薬剤師部門部門長およびがん専門薬剤師部門の研修委員会・試験委員会・認定審査委員会より選出された各2名の計7名の委員で編成する江口記念がん優秀論文賞・活動賞選考委員会(以下、選考委員会という)を設ける。選考委員会委員長はがん専門薬剤師部門部門長とする。選考委員会は、授賞対象者を選出し、理事会に推薦する。

6. 選考委員会により推薦された受賞候補者については、理事会の決定をもって受賞者とする。

(改廃)

7. 本規程の改廃は理事会で行うことができる。

附則 本規程は、平成24年12月15日より施行する。

制 定 平成24年12月15日  
一部改正 平成25年2月9日  
一部改正 平成27年6月12日  
一部改正 令和4年12月17日